

# 三戸地方教育研究所規則

	(昭和42年 3月29日 規則第1号)
改正	昭和44年 4月15日 規則第1号
	昭和46年 1月26日 規則第1号
	昭和49年 2月21日 規則第1号
	昭和51年 5月28日 規則第1号
	昭和55年 5月30日 規則第1号
	平成 5年 4月19日 規則第1号
	平成 6年 5月27日 規則第1号
	平成 9年 5月27日 規則第1号
	平成17年 3月19日 規則第1号

(目的)

**第1条** この規則は三戸地方教育研究所(以下「研究所」という。)の運営に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(運営)

**第2条** この研究所は三戸町及び田子町教育研究協議会(以下「協議会」という。)規約第1条の目的による運営をしなければならない。

(平17規則1・一部改正)

**第3条** この研究所職員の定数を次のように定め、非常勤職員の任期を2年とする。

所長	1名
副所長	2名
主事	13名
事務局長	1名
指導主事	2名
専任主事	1名
用務員	1名

2 前項の規定にかかわらず必要に応じ、特定の事務を処理させるため、嘱託員を置くことができる。

(平17規則1・一部改正)

**第4条** 所長は研究所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐し、所長事故ある時は代理する。

3 主事その他の職員は、所長の命を受け、事務に従事する。ただし、指導主事、専任主事は、研究所の常勤とし、次の事務を分担しなければならない。

一 事務局長 協議会、調査委員会、総務部会、予算編成、決算及び監査、規約等の制定改廃、その他事務全般

二 指導主事 関係団体との事務連絡及び調整、研究所事業の全般的企画・運営並びに実施関係区域の学校指導訪問、その他

三 専任主事 研究所の庶務一般、施設の管理、会計事務、その他

四 嘱託員 特定の事務

4 前項の職員の服務に関する事項は、三戸町例規を準用する。

(総務部の設置)

**第5条** この研究所の運営を円滑に行うために総務部を設け、総務部長を置く。

2 総務部は、協議会並びに研究所の庶務会計一般を処理し、関係団体の連絡事務にあたる。

3 部長及び部員は、所長が委嘱する。部員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 部長は、部員とともに所掌事項の実施計画を立案し、協議会の承認を得て実施する。

(平17規則1・一部改正)

(所員)

**第6条** 三戸地方の教育委員会事務局職員、各学校職員は、すべて研究所所員として研究所の施設を利用することができるほか、研究所の事業に参加するものとする。

**附 則**

この規則は、昭和 42 年 3 月 29 日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和 44 年 4 月 15 日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和 46 年 1 月 26 日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和 49 年 2 月 21 日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和 51 年 5 月 28 日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和 55 年 5 月 30 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 5 年 4 月 19 日から施行する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日改正から適用する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日改正から適用する。

**附 則** (平成 17 年 3 月 19 日規則第 1 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。